

発議第1号

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり多可町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和5年3月27日提出

提出者 多可町議会議会運営委員会
委員長 日原茂樹

意見書第1号

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

我が国の温室効果ガスの排出削減や自然災害の防止等を図るため、森林整備等に必要となる地方財政を安定的に確保する観点から森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布され、森林環境税は令和6年度から課税されるが、森林環境譲与税は令和2年度から譲与が開始されており、その用途については、間伐などの森林整備、人材育成や担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等に関する費用に充てることとされている。

しかし、森林環境譲与税は、総額の50%を私有林人工林面積、30%を人口、20%を林業就業者数に応じて配分され譲与されることから、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が多い大都市に対する配分額が多くなっているとの指摘があるほか、森林整備に使われずに基金に積み立てられているなどの問題も指摘されており、早急な整備を必要とする地方公共団体への適正な配分が行われず、防災上の観点からも、森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうことが懸念される。

よって、国においては、森林環境譲与税の創設経緯や目的に鑑み、森林整備をより効果的に推進するため、広い森林を抱える地方公共団体への配分に重点化する方向性で、譲与基準の見直しを速やかに実施すること、加えて、国の一般会計における森林予算を拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年3月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣

} 様

兵庫県多可郡多可町議会議長 笹倉政芳